

1. 件名：放射性物質分析・研究施設第1棟におけるR I 使用施設の申請及び管理に係る面談

2. 日時：令和2年10月14日（水） 15時30分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁7階会議室（テレビ会議システムにより実施）

4. 出席者

原子力規制庁

長官官房放射線防護グループ 放射線規制部門

宮本安全規制管理官（放射線規制担当）、宮脇安全管理調査官、中崎管理官補佐、  
笠原上席放射線安全審査官、佐藤管理官補佐

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、林田管理官補佐

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）

福島第一廃炉推進カンパニー

廃棄物対策プログラム部 JAEA分析・研究施設PJグループマネージャー  
他2名

放射線・環境部 部長、保安総括グループマネージャー、固体廃棄物グループ  
マネージャー 他3名

日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

福島研究開発部門 福島研究開発拠点大熊分析・研究センター

センター長代理、施設安全部 次長

安全・核セキュリティ統括部

安全・核セキュリティ推進室 副主幹 他1名

5. 要旨

(1) 本日、東京電力及び原子力機構と面談を実施し、原子力規制庁から、これまで行政相談を受けていた放射性物質分析・研究施設第1棟（以下「第1棟」という。）における非密封R I 使用施設の申請及び管理に係る基本方針として、配付資料に基づき、主に以下を伝えた。

- 原子力機構が第1棟の分析用非密封R I 使用者となる場合の責任主体について、第1棟における非密封R I の使用については、分析を実施する原子力機構が責任を負い、分析対象試料となるガレキ等廃棄物の管理については、分析後にR I が混在したものを含め、東京電力が責任を負うべきものとする。
- これを踏まえ、東京電力は、原子炉等規制法に関しては、分析中も特定原子力施設の認可を受けた責任主体であることから、原子力機構が行うR I 活動

に関しても保安管理を含め、東京電力によるR I 法上の施設の管理責任が担保できるよう実施計画の変更認可を受ける必要がある。また、放射性同位元素等規制法に関しては、第1棟から非密封R I 混在廃棄物が発生し、引き受ける前までに、当該廃棄物の保管を行うために必要な許可を受ける必要がある。原子力機構については、上記方針を踏まえた放射性同位元素等規制法における非密封R I の使用に必要な許可を受ける必要がある。

(2) また、原子力規制庁から、上記(1)の内容を踏まえた放射性同位元素等規制法に基づく申請を行う際に踏まえるべき事項として、主に以下を伝えた。

- 事業所境界は、これまでも伝えてきたとおり、物理的要因(敷地)及び管理的要因(組織や管理体制)を踏まえ設定する必要がある。一方で、事業所境界の線量限度に係る評価においては、現状の東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射線の影響によって現行の限度規定では、適合しないと考えており、対応について現在検討を進めているところ。
- 東京電力が要する放射性同位元素等規制法上の許可については、第1棟の非密封R I 混在廃棄物を原子力機構から引き受け保管廃棄を行うにあたっては、廃棄の業の許可が考えられる。いずれにしても、保管にあたっては、保管場所等を特定した上で必要な許可を受ける必要がある。
- 原子力機構は、分析後のガレキ等の廃棄物は、運用上の管理単位はあるものの、原則として、原子力機構では保管管理せず、東京電力の廃棄施設に払い出すなど、廃棄物の管理が東京電力に移行できるようにすること。
- 放射性同位元素等規制法上の排気設備の排気口を排気フィルタ前に設定するのであれば、当該排気口の位置ないしはその前に放射線測定器を設置し、汚染の状況を測定する必要があると考える。一方、排気中には原子炉等規制法上の汚染が混在していることもあり、直接測定値を求めることは難しく、測定結果に計算等を組み合わせた評価値として汚染の状況等を示すことが必要になることもあり得ると考える。なお、上記のとおり、複数法令上の廃棄物が混在しているか否かに係わらず、第1棟の廃棄物の管理については東京電力が責任主体となることも留意すること。

(3) 東京電力及び原子力機構から、本日の説明内容を踏まえて対応を検討するとともに、必要により行政相談を依頼したい旨の発言があった。

## 6. 配付資料

- 「JAEAが第1棟の分析用非密封R I 使用者となる場合の管理」(令和2年10月14日 原子力規制庁 原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室 放射線防護グループ放射線規制部門)